

公安委員会 決裁資料	鹿児島県公安委員会事務決裁規程の一部改正	令和7年11月13日 交通規制課
---------------	----------------------	---------------------

1 改正の内容

- (1) 乗合自動車等の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意及びその旨の公示の項目を新たに加え、課長専決とする
- (2) 除外標章（通行標章等）の再交付と記載事項変更の項目を新たに加える
- (3) 各種法令に基づく、緊急通行車両等に関する事務及び語句の整理

2 手続概要及び改正理由

- (1) 乗合自動車等の停留所における停車又は駐車に関する合意及び公示
乗合自動車の停留所付近は原則駐停車禁止であるが、次の要件を満たした場合、駐停車禁止規制の対象から除外されるもの
 - 地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用
 - 道路又は交通の状況に支障がないものとして関係者が合意
 - 公安委員会の公示

令和2年12月に施行され約5年が経過するが、昨今、公共交通機関の不足が問題とされる中、乗合タクシーやデマンド型交通（利用者の予約に応じてルートを選定するもの）のニーズが高まっており、同規定に基づく公安委員会事務においても取扱い件数の増加が予想されることから、同手続を追加して交通規制課長の専決とするもの

- (2) 除外標章の再交付及び記載事項変更

特定の業務や身体障害を理由として、通行禁止や駐車禁止の規制対象から除外するとされる、通行標章、駐車標章及び身障者標章に関し、本年7月の鹿児島県道路交通法施行細則改正により、再交付及び記載事項変更の手続きが新規に規定されたことから追加するもの

- (3) 各種法令に基づく、緊急通行車両等に関する事務の整理

災害発生時等に一般の交通を規制し、一部車両のみ通行可とするもの
手続のオンライン化により申請件数の増加が見込まれるところ、多岐に渡る項目と根拠法令の見直し整合性を図り、署長・交通規制課長の専決とするもの